表

(i)欄	(ii)欄
統一システムに基づく分類（二千十七年に改正された統一システム）の特定の品名の記載を含む。）（注）	関連する生産工程
注　この(i)欄において材料についての特定の品名の記載を含む場合には、(ii)欄に定める関連する生産工程は、当該材料についてのみ適用する。	
七〇〇七・一一	非原産材料の焼戻し。ただし、第七〇・〇七項の非原産材料を使用しないことを条件とする。
七〇〇七・二二	非原産材料の焼戻し又は積層。ただし、第七〇・〇七項の非原産材料を使用しないことを条件とする。
八七〇七・一〇 第八七〇三・二一号から第八七〇三・九〇号までの各号の自動車用の鉄鋼製ホワイトボディ（注） 注　この節の規定の適用上、「ホワイトボディ」とは、金属部品が溶接された塗装前の車体をいい、フレーム及び車体部品の組立てを含み、次のものの枠組構造の組立てを除く。 エンジン シャシの部分組立品及びトリム（ガラス、腰掛け、椅子張り用品、電子部品等） 可動部品（ドア、トランク、ボンネット及びフェンダー）	第七二・〇七項、第七二・一八項及び第七二・二四項の非原産である鉄鋼製の半製品の産品からの生産（注） 注　関連する生産工程の基準を適用するため、 (a)　次に掲げるホワイトボディの部品は、当該ホワイトボディの一部を構成する場合には、鉄鋼製のものでなければならない。 Aピラー、Bピラー及びCピラー又はこれらに相当する部品 サイドメンバー又はこれに相当する部品 クロスメンバー又はこれに相当する部品 フロアサイドレール又はこれに相当する部品 サイドパネル又はこれに相当する部品 ルーフサイドレール又はこれに相当する部品 ダッシュボードサポート又はこれに相当する部品 ルーフサポート又はこれに相当する部品 リアウォール又はこれに相当する部品 ファイアウォール又はこれに相当する部品 バンパービーム又はこれに相当する部品 フロアパン又はこれに相当する部品 (b)　部品又は部品の組合せは、その名称にかかわらず、(a)に掲げる部品と同一の機能を果たす場合には、同様に鉄鋼製のものでなければならない。
八七〇八・一〇 バンパー（その部分品を除く。）	生産において使用される全ての非原産であるポリマー製品及びフラットロール製品が鋳造され、又はプレス加工されること。
八七〇八・二九 車体用プレス部品（その部分品を除く。） 扉組立て（その部分品を除く。）	全ての非原産材料が鋳造され、又はプレス加工されること。 ドアスキン又はインソールパネルを製造するために使用される全ての非原産材料が鋳造され、又はプレス加工されること。 生産において使用される全ての非原産であるドアの部品が組み立てられること。ただし、第八七・〇八項の非原産材料は、使用してはならない。
八七〇八・五〇 駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。） 非駆動軸（その部分品を除く。）	ドライブシャフト及びディファレンシャルギヤが非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第八七・〇八項の非原産材料は、使用してはならない。 非駆動軸が非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第八七・〇八項の非原産材料は、使用してはならない。

2　1の規定の適用は、第三章第A節及び附属書三―Aの規定の適用を妨げるものではない。

第四節　前節の規定の実施についての見直し及び協議

1　両締約国は、この協定の効力発生から七年を経過した後、利用可能な情報に基づいていずれかの締約国による要請があった場合には、前節の規定の実施についての見直しを共同で行う。

2　一方の締約国は、1に規定する見直しの開始の後、他方の締約国との協議を要請することができる。ただし、次のいずれかについての証拠（事実に基づくものであり、単に申立て、推測又は希薄な可能性に基づくものでないもの）があることを条件とする。

(a)　要請を受けた締約国から要請を行った締約国への第八七〇三・二一号から第八七〇三・九〇号までの各号の産品の輸入が、前節の規定の適用により、絶対量において又は国内生産量に比較しての相対量において著しく増加したこと。

(b)　この協定の効力発生の後、調達態様の変更があったこと（当該変更が要請を行った締約国における直接に競合する産品の国内生産者に対して競争上の悪影響を与えた場合に限る。）。

3　両締約国は、事実が正確であることを立証し、及び前節の規定の実施に関連する適当な措置を特定することを目的として、協議する。当該措置は、同節の規定の適用を拡大するものとしてはならない。

4　締約国は、両締約国間でこの節の規定の適用に関する意見の相違がある場合には、第二十一章の規定による紛争解決を利用することができる。

第五節　第三国との関係

両締約国は、統一システムの第八七・〇三項の産品の一方の締約国における生産において使用される統一システムの第八四・〇七項、第八五・四四項及び第八七・〇八項の一部又は全ての材料であって第三国を原産地とするものを、この協定における原産材料とみなすことを決定することができる。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

(a)　各締約国が、当該第三国との間において千九百九十四年のガット第二十四条に規定する自由貿易地域を構成する貿易協定（効力を有するもの）を締結していること。

(b)　一方の締約国と当該第三国との間においてこの節の規定の完全な実施を確保する十分な行政上の協力に関する取極が効力を有していること及び一方の締約国が他方の締約国に対し当該取極について通報すること。

(c)　両締約国が他の全ての適用可能な条件に合意すること。

附属書三―C　第三・五条に規定する情報

第三・五条4に規定する情報については、次の事項に限る。

(a)　供給される産品及び当該産品の生産において使用された非原産材料の品名及び統一システムの関税分類番号

(b)　価額方式が附属書三―Bの規定に従って適用される場合には、供給される産品及び当該産品の生産において使用された非原産材料の単位数量当たりの価額及び総額

(c)　特定の生産工程が附属書三―Bの規定に従って要求される場合には、使用された非原産材料に対して行われた生産工程の説明

(d)　(a)から(c)までに規定する情報の要素が正確かつ完全なものであることについての供給者による申告、当該申告が提出された日付並びに当該供給者の氏名又は名称及び住所（活字体によるもの）